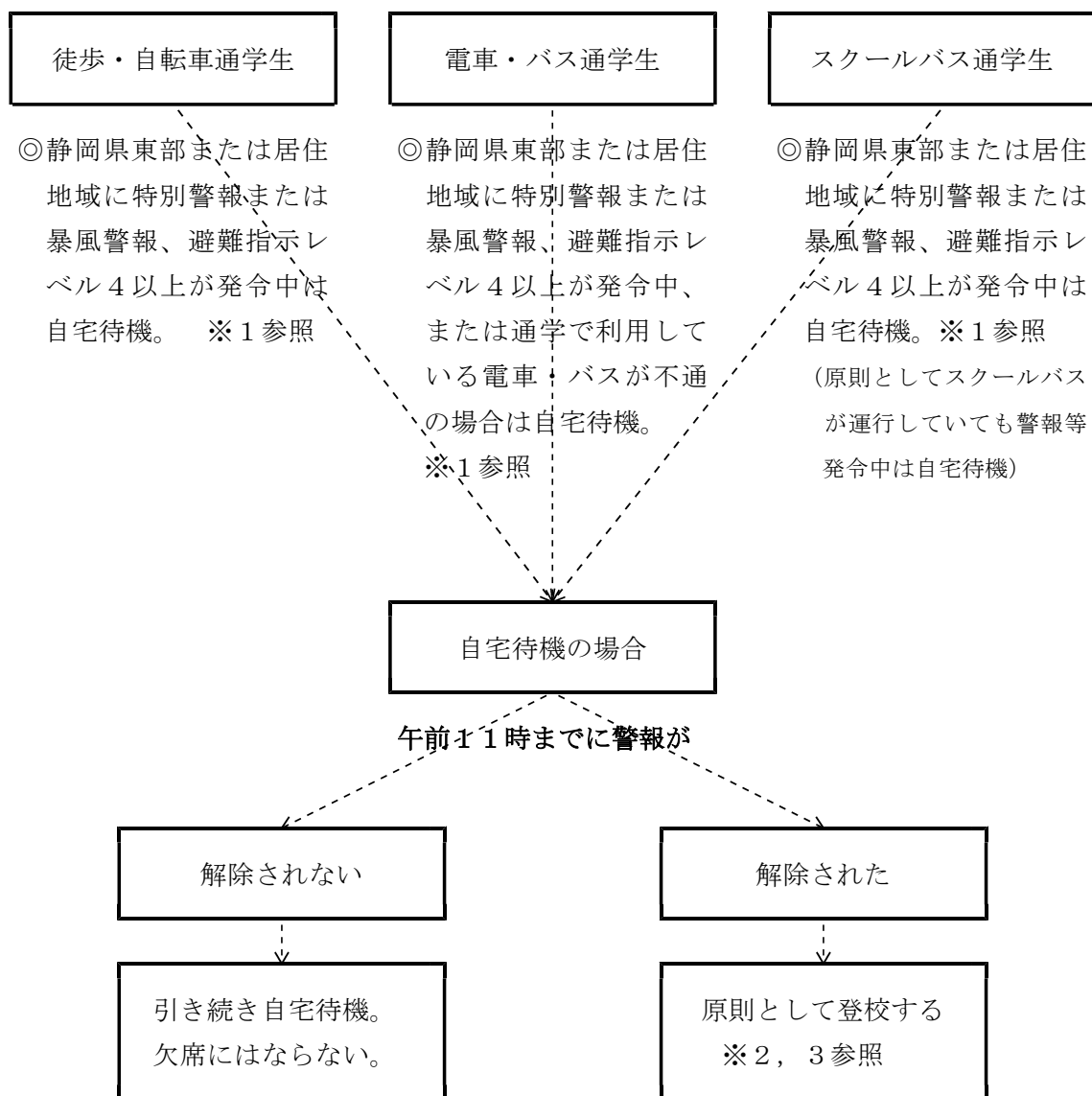


Ⅲ 大雨・台風等気象災害時の登校時の対応について R 8 . 9 . 1 改正

◎登校前の時点での判断基準



※1 上記以外でも、登校に危険が伴う場合は、保護者の判断で自宅待機として、学校に連絡をする。
(状況により、欠席にならない場合がある)

※2 警報が解除されても登校用のスクールバスは運行しないので、スクールバス通学生はそれ以外に登校手段がない場合には、自宅待機。(欠席にはならない)

※3 警報が解除されても通学で利用している電車・バスが不通の場合は、自宅待機。
(欠席にはならない)